

グループホームファミリーの指定更新について

1. グループホームファミリーについて

| | | | |
|-----|----------------|----------------------|------------------|
| 申請者 | 名称 | 株式会社 太平洋 | |
| | 所在地 | 宗像市平井1丁目19番1号 | |
| 事業所 | 名称 | グループホームファミリー | |
| | 所在地 | 宗像市平井1丁目19番1号 | |
| | サービス種別 | 地域密着型サービス | 認知症対応型共同生活介護 |
| | | 地域密着型介護予防サービス | 介護予防認知症対応型共同生活介護 |
| | 指定有効期間 | 平成20年4月1日～平成26年3月31日 | |
| | 定員 | 18人（2ユニット） | |
| | 入所している古賀市の被保険者 | 1人 | |

2. 指定地域密着型サービス事業者の指定更新について

指定地域密着型サービス事業者（介護予防も含む。）については、指定基準に沿って事業が運営されているかを定期的に確認するために、指定の効力に6年間の期限が設けられています。事業者は、指定日から6年を経過する際に指定の更新を受けなければ、有効期間の満了により指定の効力を失います。更新申請時には、原則として指定申請の際と同様に立入検査等を行うことになります。

3. 他市町村所在の事業所の指定手続き

地域密着型サービスや地域密着型介護予防サービスは、原則としてサービス事業所が所在する市町村の住民のみが利用できるサービスであり、事業所の所在地の市町村長が指定・指導監督を行います。

平成18年3月31日において、古賀市の被保険者がグループホームファミリーに入居していたことから、上記被保険者についてのみ、当該事業所が本市から指定を受けたものとみなされており、古賀市が事業所の指定を更新するに際しては、指定申請後の手続の中で宗像市の同意を得ることが必要です。

4. グループホームファミリーの指定更新について

●指定更新申請日：平成26年2月27日

*提出書類確認済み

●宗像市からの指定更新同意：平成26年3月28日

*宗像市の指定更新の可否も踏まえた上での同意

●指定更新通知：平成26年3月31日

*別紙のとおり